

告示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる埼玉県指定有形文化財に、同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、その名称及び員数を同表下欄のように改める。

令和五年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

上欄		名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数
指定告示				
三峰神社本殿 付 棟札一枚 柄（墨書）一本	昭和三十六年埼玉 県教委告 示第七号	三峯神社 拝殿 隨身門 国常立神社 日本武神社 手水舎 秩父宮台臨記念館	三峯神社 本殿 付 棟札一枚 柄（墨書） 一本	三峯神社 本殿 付 棟札一枚 柄（墨書） 一本 隨身門 国常立神社 日本武神社 手水舎 秩父宮台臨記念館